

令和8年度



全国子ども会 安全共済会に入ろう!

(一財) 岐阜県子ども会育成連合会

<連絡先> 〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎内

電話番号: 058-278-0133 FAX 番号: 058-278-0136

E-mail: gisyakyo@estate.ocn.ne.jp

**子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、
体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行なっています。**

子ども会の活動、取り組み

☆仲間遊び ☆エゴ活動 ☆緑化運動 ☆スポーツ活動 ☆慰問・訪問活動

☆食育活動 ☆生活習慣向上運動 ☆伝承芸能活動 ☆募金活動



子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに!!

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます(条件有)。

事故防止のため、定期的に、そして事業開始前から事業実施中にもKYT(危険予知トレーニング)と、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

加入するには、単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者が、次の年会費を納めることが必要です。

☆子ども会年会費 1人 **120** 円 (年間通して)

| | | | |
|---|---------------------|---|------|
| 内 | 全国子ども会安全共済掛金 | 50 円 | 70 円 |
| | 全国子ども会連合会運営費 | 20 円 (子ども会賠償責任保険料を含む) | |
| 訳 | 岐阜県子ども会育成連合会 運営費 | 50 円 (安全教育、共済会加入・請求手続き、事前審査、名簿管理等の費用として) | |

加入手続きに必要な書類など、全国子ども会連合会のホームページにご用意しております。また、ネットによる加入手続きもできますので、所属の都道府県・政令指定都市子連、および市区町村子連へご確認の上、ご活用ください。(全国子ども会連合会ホームページ参照)

全国子ども会安全共済とは
子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。

賠償責任保険とは
子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。



全国子ども会連合会

